

中川下流だより

出張所だよりは江戸川河川事務所のホームページ
(<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa>)に掲載しております。

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所
中川下流出張所発行
東京都葛飾区高砂1-3-15
電話(03)3694-2757
2023年 8月2日【第26号】

堤防除草2回目が7月から始まりました！

堤防は雨や川の流水によって崩れないよう芝で覆われています。しかし、草丈が伸びすぎると堤防の異常(亀裂、陥没など)を目視で早期に発見出来なくなってしまうため、中川下流出張所では台風シーズンに備えて7月から今年度2回目の除草を行っています。



河川敷での火気使用について

河川敷や堤防で火気を使用する事は、草等に火が燃え移り、付近の施設や建物などに延焼する可能性があるなど大変危険な行為です。たき火や花火やバーベキュー等の火気使用はやめて下さい。



令和5年7月 中川の堤防とその周囲に、火災があった現場



令和5年4月 中川河川敷にて、消防により消火活動があった現場

■お知らせ

中川やしお水辺の楽校を利用される皆さんへ

危険

水辺の楽校付近の中川(本流)は危険ですので、近寄らないでください！

中川 →

危険

水路に入れるイベント時
以外は水路内に入って
はいけません。

潮の満ち引きによって水の深さ
が変わります。注意しましょう！

R5年3月完成 水中歩行路

ご利用にあたっては、八潮市ホームページ内に紹介されている「中川やしお水辺の楽校」をご覧ください。
(https://www.city.yashio.lg.jp/kurashi/kanko_sangyo/kanko_event/mizubenogakkou.html)



水辺ではライフジャケットを着用しよう！

ここは楽しい場所ですが、危険もたくさん。水の中に入らなくても、足を滑らせて転落することもある。水難事故のほとんどはライフジャケットさえ着けていれば防げた可能性があります。

右側のQRコードを読み込んでライフジャケットについて詳しく見てみましょう。

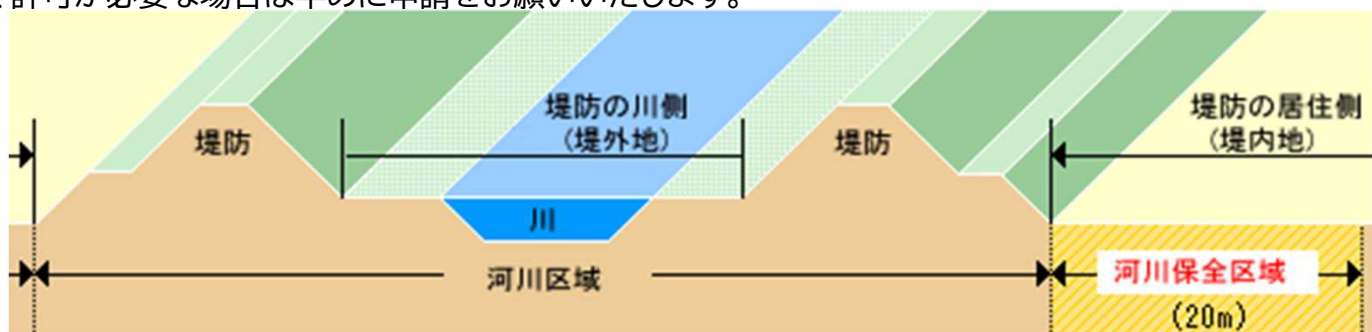


河川法の手続きについて

河川区域内は原則一般の方が自由に利用できるものですが、排他的・独占的に利用(占有)する場合には河川法の許可が必要となります。許可の対象となるのは、公園や運動場のように一般の利用に供されるためのものや、橋のような社会上必要性の高いものであって、基本的には、個人が継続して独占し利用するような行為については許可されません。

河川保全区域(中川では河川区域から20m以内)で建築や土地の掘削などを行う場合は、河川法の許可が必要な場合があります。河川区域・河川保全区域を図示した地図は、江戸川河川事務所ホームページにて公開中です。

詳細はホームページ(<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00112.html>)をご確認いただき、許可が必要な場合は早めに申請をお願いいたします。



あとがき

これから10月末まで、集中豪雨や台風等により洪水が起きやすい時期です。中川下流出張所として出水等に備え、万全な体制を整えていきたいと考えております。

「中川下流だより」編集委員会